

芳賀小学校公式ウェブサイトにおける掲載範囲について

前橋市立芳賀小学校
情報教育主任

1 はじめに - 学校教育におけるウェブサイト（ホームページ）の意義 -

保護者・地域の方々の学校ホームページへの期待

教育実践の実際を知りたい

保護者は、地域の学校が子どもたちの実態をどのように捉えているのか、また、学校がその実態を基に、どんな教育目標を目指して、どのように教育実践をしているのか知りたいと願っている。保護者は、こうした教育情報をいつでもどこからでも知ることができるホームページがあることを望んでいる。

子どもとの会話を生み出すヒントを得たい

日々、保護者は、学校の教育目標とその教育実践の実際を知りたいという要望をもっている。そして、保護者は、教育実践の実際を知ることができれば、親子での話し合いのきっかけを見つけて、子どもの学習活動を認めたり励ましたりすることなどができると考えている。ウェブサイトをもとにして、学校の教育実践の成果を基に、家族や地域の話題が生まれることを期待している。

学校評価や教育改善の方針を知りたい

学校が学校教育の実際を明らかにして、ホームページでその内容を情報発信することは、学校評価や教育の改善を進める手立てにもなるし、学校の評価や改善の情報は、保護者が協力や支援の方法を考える手立てにもなり得る。学校の評価や改善の情報は、保護者や地域の方々が学校と連携する方法を考える手立てにもなるからである。

< 学校ホームページの開設 - 名古屋市教育委員会 - より引用 >

2 本校の運用規定

第3条 【インタ - ネットの主な利用形態】

インターネットの主な利用形態は、次に定めるものとする。

(1) 情報の発信

各教科・道徳・特別活動・学校行事での学習事項の成果やまとめ等を、本ホームページで発信する。

第4条 【個人情報発信とその範囲】

本ウェブページ上に児童の作品や写真を掲載、もしくは、電子メールを利用する場合には、本人及び保護者の同意を前提としながら、教師の指導のもとに発信するものとする。また、発信する個人情報の範囲は次に定めるものとする。

(1) 児童の意見・考え・主張等については、教育上の効果が認められる場合においてのみ発信できる。

(2) 在籍児童の氏名は原則としてこれを公開しない。教育上必要な場合は、児童本人および保護者の了解を必ず得るものとする。

(3) 児童の写真を掲載する場合は、写真と氏名が一致を見ないなどの配慮をし、氏名と写真の個人が特定できないように配慮する。

(4) 住所・電話番号・生年月日・趣味・特技、その他の個人情報はこれを発信しない。ただし、電子メール等で相手が特定される場合には、必要に応じて、学年・趣味・特技等の自己紹介程度を発信することができる。

(5) 本ウェブページ上の情報は、すべて芳賀小学校がその著作権を有する。

< 本校ネットワーク運用規定より抜粋 >

3 学校ウェブサイトの運用

原則論として、公序良俗に従い、新聞（不特定多数の読者）や日本放送協会（NHK）の掲載事例を考
えていくのが現在の法解釈であり、前橋市では、指導主事在籍での情報教育主任会で確認されている

）写真および動画の掲載

- ・意向調査での同意保護者の児童については別記の運用規定に則って、児童の画像や動画を掲載する。非同意者については写真や動画の掲載は控える。
- ・クラス集合写真等、個人が特定されない写真や動画については掲載する。なお、前項の非同意者については、画像や動画に処理を加えるなどの配慮をする。
- ・遠足や臨海学校および修学旅行など校外学習では、その場所における撮影の可否および掲載可否を必ず確認しておく。
- ・教職員については、公僕という立場から原則的に掲載されても差し支えない。ただし、肖像権という観点から個人が特定されるような担任紹介などについては予め本人の了承を得る。
- ・画像に保護者が写っている場合は、掲載前に了解を得ておくものとする。

）氏名の掲載

- ・在籍児童の氏名については、原則として公開しない。教育上必要な場合は予め本人および保護者の了解を必ず得る。
- ・氏名を公開する場合は、前項に加え、氏名と写真が一致しないなど、個人が特定・断定できないように配慮する。
- ・教職員については、公僕という立場から原則的に掲載されても差し支えない。

）作品等の掲載

- ・児童の作品（絵画・作文・児童が撮影した画像等）については、作成した時点で児童本人に著作権があることを踏まえ、本人および保護者の了解を得るものとする。氏名等の掲載については前項に準ずる。

）学年通信または学級通信の掲載

- ・学年通信については、前項までを踏まえ、パスワード等を設定した上で掲載する。
- ・学級通信については、ごく限られた範囲内の情報を有することが多いため、掲載を控える。

）壁紙やアイコンなどの素材利用

- ・インターネット上の地図サービスからコピーした地図やフリー素材を提供しているサイトからアニメのキャラクター等をダウンロードして学校ホームページに掲載することは著作権侵害にあたるおそれがある。地図画像やアニメのキャラクターには著作権があり、無断で掲載できない。インターネットや雑誌から入手可能なフリー素材であっても、事前に使用規約や条件など利用規程に従う必要があることに留意する。

）その他

- ・掲載可能かどうか判断がつかない場合は、インターネット取り扱い責任者である情報教育主任および総括責任者である学校長の判断を仰ぐ。

4 実際の運用事例

学校ホームページに掲載する写真は、ページ作成者だけの判断で掲載せず、学校長を中心とした情報教育
部会等を設置し、複数の目で掲載の可否を判断する必要がある

事 例	可否	備 考
学習活動をしている児童の様子 学校行事での児童の様子など		非同意保護者児童は除く。また、個人が特定されないような配慮をする。
証明写真のような児童の顔写真	×	掲載同意保護者の児童であっても掲載はしない。
陸上記録会・水泳記録会の代表選手氏名・成績 絵画や書道での代表作品および児童氏名		掲載可であるが、掲載前に書面で了解を得る。 運用規定4 - (3) について配慮する。
体育の授業（水泳など）		掲載可だが、高解像度の写真や学校ウェブサイトとして構図が不適切な写真の掲載は控える。
児童および保護者の不利益になるような画像等	×	内容の如何に関わらず掲載しない。